

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
(株)イナミコーポレーション	愛媛県西条市ひうち6-12

2. 指名停止措置期間

平成29年 1月18日 から 平成29年 1月31日 2週間

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

本件については、(株)イナミコーポレーションが、平成28年1月22日に、西条市内の清掃作業現場において作業員が窓ガラス清掃作業中に高さ約11.6mの位置から転落し死亡したことについて、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による危険を防止するための措置を講じなかったとして、同年9月9日、同社と安全管理者が労働安全衛生法違反の罪で西条区検察庁により起訴され、同月14日、西条簡易裁判所からそれぞれ罰金の略式命令を受けたものである。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第8号を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

本件については、指名停止2週間とする。

指名停止措置要領別表第1

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上 2ヶ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

○総務部契約課長 入江 正利 (内線2511)

総務部経理調達課長 中野 靖久 (内線6311)

○総務部契約課長補佐 杉浦 敏樹 (内線2512)